

資料集

第 1 章 障害者に対する偏見や差別のない 共生社会の実現に向けて

第1章 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けて 第1節 行動計画を踏まえた取組

① 旧優生保護法に係るこれまでの経緯

資料：こども家庭庁

旧優生保護法に係るこれまでの経緯

1948年 優生保護法の制定（議員立法）

1996年 優生保護法を母体保護法に改正（議員立法）

2018年1月 旧優生保護法国家賠償請求訴訟、最初の提訴（仙台地裁）。以降、各地で提訴。

2019年4月24日 旧優生保護法一時金支給法が議員立法で成立。即日公布・施行。

※2024年4月5日 一時金支給法改正案が成立し、請求期間を5年間延長。

2024年7月3日 最高裁大法廷判決（国敗訴）

2024年7月17日 原告団等と岸田総理との面会

2024年9月13日 係属訴訟の和解等のための合意書締結

2024年9月30日 基本合意書締結

2024年10月8日 旧優生保護法補償金等支給法が議員立法により全会一致で成立

2025年1月17日 旧優生保護法補償金等支給法が施行 原告団等と石破総理との面会

2025年3月27日 「第1回 旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」開催

2025年9月30日 「第2回 旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」開催

2026年1月21日 原告団等と高市総理との面会

第1章 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けて 第1節 行動計画を踏まえた取組

② 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（概要）

資料：こども家庭庁

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（概要）

背景・趣旨

○昭和23年に議員立法により成立した優生保護法※に基づき、平成8年までに約2万5千件の優生手術を実施

※優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること等を目的として、遺伝性疾患等を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について規定

○平成30年以降、旧優生保護法に基づく優生手術に関する訴訟が各地で提起されたこと等を背景に、平成31年に議員立法により「一時金支給法」※を制定

※一時金支給法：優生手術等を受けた本人を慰謝するため一時金320万円を支給するものであり、国の損害賠償責任を前提とはしていない

○令和6年7月3日 最高裁判所大法廷判決

◆旧優生保護法の優生手術に関する規定は、憲法13条（自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障）及び14条1項（法の下での平等）に違反

◆旧優生保護法の優生手術に関する規定に係る国会議員の立法行為は、国賠法の適用上違法

概 要

1. 前 文

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行し優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪する。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、深く謝罪する

2. 補償金の支給

対 象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者（本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫等））

支給額：本人 1500万円 特定配偶者 500万円

※特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻（事実婚姻含む）していた方等

3. 優生手術等一時金の支給 ※現行の一時金支給法の内容を本法に規定する

対 象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額：320万円

4. 人工妊娠中絶一時金の支給

対 象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

➢旧優生保護法規定の優生上の要件（遺伝性疾患、精神病等）に該当する者

➢上記と同様の事情にある者として内閣府令で定めるもの

支給額：200万円 ※人工妊娠中絶の回数や子どもの有無にかかわらず一律に支給する

※3の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

5. 請求期限

2～4のいずれも施行日から起算して5年（期限に関する検討条項あり）

6. 請求手続

請求により、認定審査会の審査を経て、内閣総理大臣が認定

7. 調査検証

国は、優生手術等及び人工妊娠中絶に関する調査を行い、

これらが行われた原因及び再発防止措置について検証を行う

施行日：公布日から3月を経過した日（令和7年1月17日）

③ 基本合意書の概要
資料：こども家庭庁

基本合意書の概要

2024年9月30日 原告団・弁護団・
優生連・国との間で締結

趣旨

- 2024年9月13日の「係属訴訟の和解等のための合意書」、2024年9月20日に開催した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」における総理指示に基づき、旧優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的な解決を目指し、2024年9月30日、原告団・弁護団・優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会優生連）・国の間で「基本合意書」を締結。
- 今後、この合意書をもとに、恒久対策等の施策の具体化などのため継続的・定期的な協議の場を開催し、被害者の被害の回復や優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向け、全力を尽くす。

合意書の内容

- 国の責任と謝罪
- 超党派の議員連盟で検討中の新たな補償の仕組みに関する法律案に基づき、全ての優生保護法被害者に対する補償の実現を目指し、相談窓口の整備、情報保障、広報及び周知などに取り組む。
- 優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策、真相究明・再発防止のための調査・検証、偏見差別の根絶に向けた施策の推進等に取り組む。
- 優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たって、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生連と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行う。

第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

① 障害児通所支援・障害児入所支援の体系

資料：こども家庭庁

支援		支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援を行うもの、又はこれに併せて治療（肢体不自由のある児童に対して行われるものに限る。）を行うもの
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うもの
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うもの
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活における基本的な動作、独立自活に必要な知識技能の習得のための支援及び治療を行うもの

第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり 第1節 障害のあるこどもの育ち・教育及び学生支援に関する施策

② 切れ目ない支援体制整備充実事業

資料：文部科学省

切れ目ない支援体制整備充実事業

2026年度予算額
(前年度予算額)48億円
47億円

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）の趣旨を踏まえ、学校における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備充実を図るため、修学旅行等や登下校時の送迎対応も含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援する

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	✓ 配置人数：5,300人分（+400人増） ✓ 1日6時間、週5回等を想定 ✓ 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（単価・時間等）を決定することが可能。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3
国：1/2 補助事業者：1/2（私立幼稚園）

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円（3年間（令和6年度～8年度）：1箇所×1,000万円）

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別的教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
配置人数：**730人分（+170人増）**

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

担当：初等中等教育局特別支援教育課

第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり 第1節 障害のあるこどもの育ち・教育及び学生支援に関する施策

③障害のある学生の修学・就職支援促進事業

資料：文部科学省

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和8年度予算額

0.6億円

(前年度予算額)

0.5億円



現状・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約5.6万人[※]。障害種別では、知的障害、精神障害、発達障害が約6割と半数以上を占めている。
- 本事業の相談件数は631件、令和3年から3年間で約4倍に増加。
- 令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、私立を含む全ての大学等で障害者への合理的配慮の提供が義務化。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の30.3%[※]で、紛争防止・解決等の調整を行う機関を設置している大学等は64.7%[※]であり、体制整備や人材育成、相談対応等を一層推進することが必要。
- さらに「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和7年6月に公布され、大学等の手話通訳による配慮の取組など必要な施策を講ずるとしている。

「障害者基本計画(第5次)」(令和5年3月閣議決定)

- 相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者ネットワークの構築を推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月閣議決定)

- 「障害者基本計画(第5次)」に基づき、障害者差別の解消、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーの取組の推進、就労や地域生活の支援、アクセシビリティ向上を促進する。

「障害のある学生の修学に関する検討会報告(第三次まとめ)」(令和6年3月)

- プラットフォームによる各大学の連携を通じて、次のような取組を継続的に行う体制を構築することが重要である。

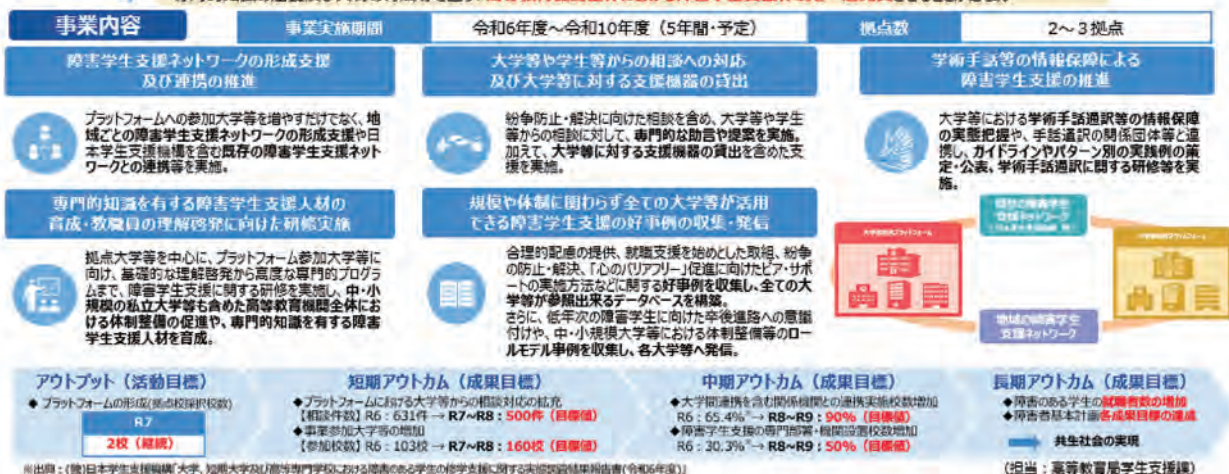
- ① 障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進 ② 専門的知識を有する人材の育成。

- ③ 大学等や学生等からの相談への対応 ④ 全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信

「手話に関する施策の推進に関する法律」(令和7年6月公布)

- 国は、大学等において手話を使用する者に3以上の意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、国公立大学等や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成することにより、専門的知識の蓄積及び人材の育成等を図り、高等教育機関全体における障害学生支援体制を一層充実させることが必要。



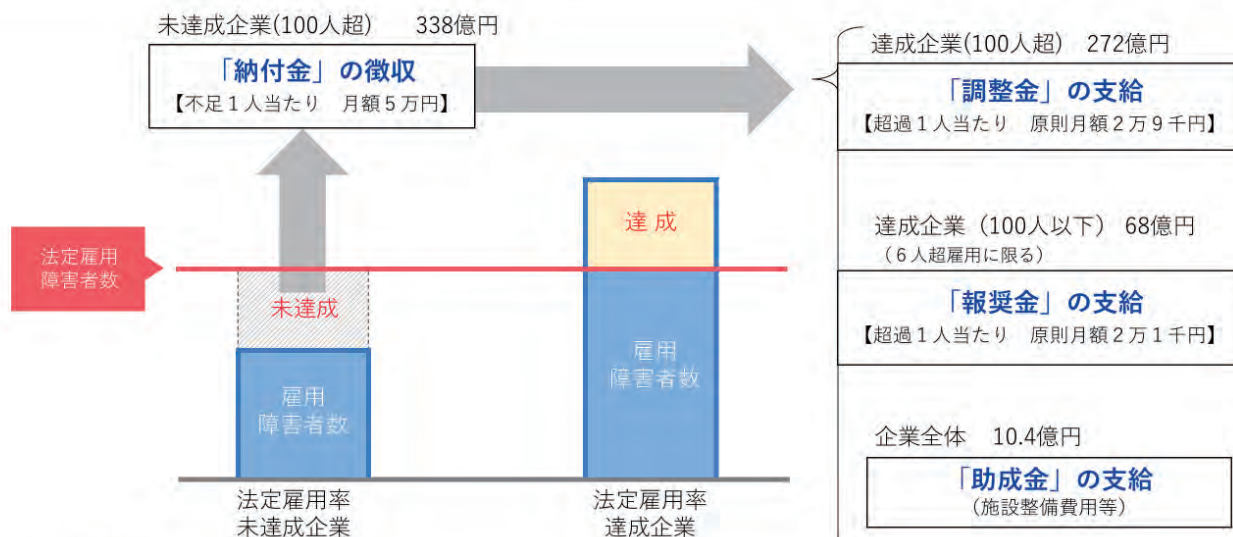
第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり 第2節 障害のある人の雇用・就労の促進施策

④ 障害者雇用納付金制度について

資料：厚生労働省

障害者雇用納付金制度

- 全ての事業主は、**社会連帯の理念**に基づき、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を有する。
- 障害者の雇用に伴う**経済的負担を調整**するとともに、障害者を雇用する事業主に対する**助成・援助**を行うため、**事業主の共同拠出**による納付金制度を整備。
 - ・ 雇用率未達成企業(常用労働者100人超)から**納付金**(不足1人当たり月5万円)を徴収。
 - ・ 雇用率達成企業に対して**調整金**(超過1人当たり原則月額2万9千円)・**報奨金**を支給。



※ 令和6年度の制度に基づく実績

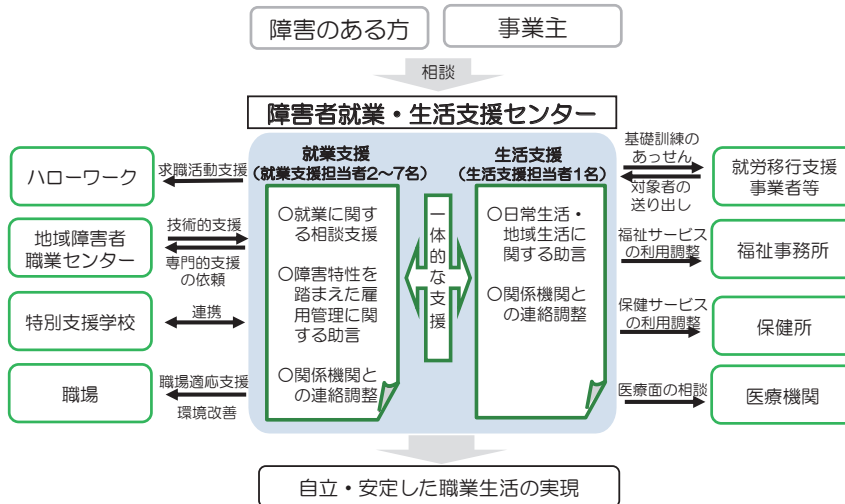
⑤ 障害者就労・生活支援センターの概要

資料：厚生労働省

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センター」を設置

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
 - ・就職活動の支援
 - ・職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

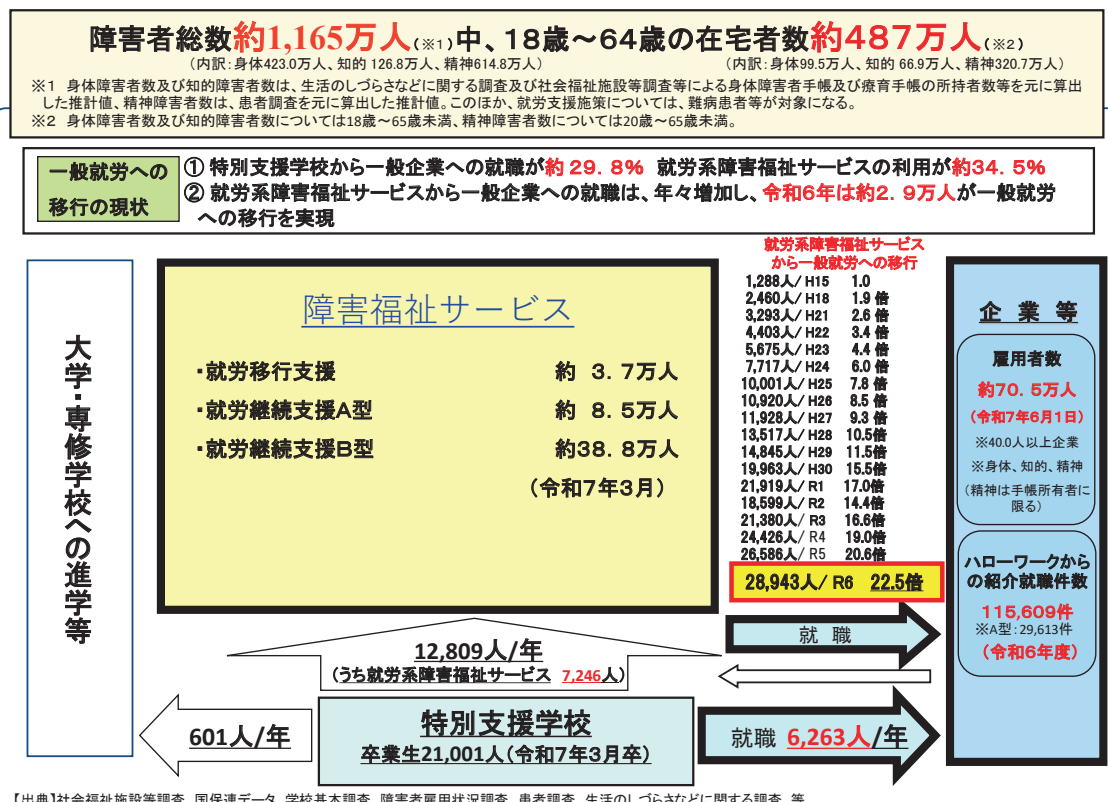
<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

⑥ 就労支援施策の対象となる障害者数 地域の流れ

資料：厚生労働省

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ



第4章 障害のある人がその人らしく 暮らせるための施策

[illegible]

(2022年12月10日成立、同月16日公布)

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援と障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾患患者等に対する適切な医療の充実と障害者生活支援の強化、⑤障害者向けサービス等、指定難病及び小児慢性特定疾患についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

1. **障害者等の地域生活の支援体制の充実**（障害者総合支援法、精神保健福祉法）
 - ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
 - ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
 2. **障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）
 - ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - ② 雇用義務の対象外である過所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
 - ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
 3. **精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備**（精神保健福祉法）
 - ① 家族等が同意、不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにする（ほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う）。
 - ② 市町村長同意による医療保護入院者等を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちなどを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
 - ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
 4. **難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**（難病法、児童福祉法）
 - ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
 - ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者法」の発行を行う（ほか、難病相談支援センターと福祉、就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する）。
 5. **障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備**（障害者総合支援法、児童福祉法、難病法）
 障害DB、難病DB及び小児慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
 6. **その他**（障害者総合支援法、児童福祉法）
 - ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県計画が1行事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法が平成20年改正の際に当分の必要であった同法（同第18条第2項の規定等）について所定の規定の整備を行う。

2024年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

第4章 障害のある人がその人らしく暮らせるための施策 第1節 生活安定のための施策

③-1 療養介護
資料：厚生労働省

療養介護

○ 対象者

- 病院への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
 - ② 障害支援区分5以上の者であって、以下のいずれかの要件に該当する者
 - ・ 進行性筋萎縮症患者(筋ジストロフィー患者)又は重症心身障害者
 - ・ 医療的ケアスコアが16点以上の者
 - ・ 医療的ケアスコアが8点以上であって、強度行動障害のある者又は遷延性意識障害者
 - ③ ①及び②に準ずる者として、療養介護が必要であると市町村が認めた者
- 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○ サービス内容

- 病院への長期入院による医学的管理の下、主として昼間において、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1～2:1以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

- 基本報酬（利用定員・配置人員等に応じた単位の設定）※医療に要する費用及び食費等については医療保険より給付。

366単位～ 974単位

■ 主な加算

地域移行加算(500単位/回)

→ 利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合、それぞれ、入院中2回・退院後1回を限度に算定

○ 事業所数

259（国保連令和 7 年 3 月実績）

○ 利用者数

21,143（国保連令和 7 年 3 月実績）

第4章 障害のある人がその人らしく暮らせるための施策 第1節 生活安定のための施策

③-2 生活介護
資料：厚生労働省

生活介護

○ 対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
 - ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
 - ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

- 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定
- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

基本単位数は、利用定員、障害支援区分及びサービス提供時間別に所定単位数を算定

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)
6単位/日

＋ 常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)とを併給可とする。

■ 主な加算

人員配置体制加算(33～321単位/日)

→ 直接処遇職員を加配(1.5:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6に準ずる者が一定の割合を満たす必要

常勤看護職員等配置加算(6～32単位/日)

→ 事業所の利用定員に応じ、常勤換算方法で配置した看護職員数に応じて、利用者全員に加算

延長支援加算

→ 9時間以上のサービス提供を評価

・ 所要時間 9時間以上10時間未満 100単位/日
 ・ 所要時間10時間以上11時間未満 200単位/日
 ・ 所要時間11時間以上12時間未満 300単位/日
 ・ 所要時間12時間以上 400単位/日

○ 事業所数

13,010（国保連令和 7 年 3 月実績）

○ 利用者数

304,282（国保連令和 7 年 3 月実績）

③-5 宿泊型自立訓練

資料：厚生労働省

宿泊型自立訓練

○ 対象者

- 自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者（具体的には次のような例）
 - ① 特別支援学校を卒業してた者であって、ひとり暮らしを目指して、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者
 - ② 精神科病院を退院後、地域での日中活動が継続的に利用可能となった者であって、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

○ サービス内容

- 居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 必要に応じて、日中活動サービスの利用とあわせて支援
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施(1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新も可能)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 10:1以上(1人は常勤)
- 地域移行支援員 1人以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬	
標準利用期間中の場合	281単位、
標準利用期間を超える場合	170単位
■ 主な加算	
夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	
(Ⅰ) 夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合	448単位～46単位
(Ⅱ) 宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合	149単位～15単位
(Ⅲ) 夜間を通じて、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合	10単位
精神障害者地域移行特別加算	
精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合	
	300単位
強度行動障害者地域移行特別加算	
障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合	
	300単位

○ 事業所数 218（国保連令和 7 年 3月実績） ○ 利用者数 2,840（国保連令和 7 年 3月実績）

③-6 就労移行支援

資料：厚生労働省

就労移行支援

○ 対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
- 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者として取り扱う。
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
 - ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
 - 職業指導員
 - 生活支援員
 - 就労支援員
- 6:1以上
15:1以上

○ 報酬単価（平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬）

基本報酬		主な加算	
＜定員20人以下の場合＞		食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等 ⇒他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能	
報酬区分	基本報酬	移行準備支援体制加算	41単位
就職後6月以上定着率	5割以上	⇒施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合	
	4割以上5割未満	地域連携会議実施加算 583単位/回	
	3割以上4割未満	⇒支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。	
	2割以上3割未満	※ R3年新設	
	1割以上2割未満	※サービス管理責任者が会議に参加せず、職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、408単位/回	
	0割超1割未満	就労支援関係研修修了加算 6単位	
0	479単位/日	⇒就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合	
		福祉専門職員配置等加算(Ⅰ),(Ⅱ),(Ⅲ) 15,10,6単位	
		⇒Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合	
		⇒Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合	
		※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加	
		⇒Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合	

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数 2,836（国保連令和 7 年 3月実績） ○ 利用者数 37,086（国保連令和 7 年 3月実績）

③-7 就労継続支援A型

資料：厚生労働省

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
- 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

報酬区分	基本報酬
スコア	
170点以上	791単位/日
150点以上170点未満	733単位/日
130点以上150点未満	701単位/日
105点以上130点未満	666単位/日
80点以上105点未満	533単位/日
60点以上80点未満	419単位/日
60点未満	325単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日

※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日

※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)

※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師を追加

⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数

4,382 (国保連令和 7 年 3 月実績)

○ 利用者数

85,339 (国保連令和 7 年 3 月実績)

③-8 就労継続支援B型

資料：厚生労働省

就労継続支援B型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
- ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、2類型の報酬体系）

基本報酬の体系(いずれかを選択)

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系		(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系	
平均工賃月額	基本報酬	定員	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日	20人以下	584単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日		
3万円以上3.5万円未満	758単位/日		
2.5万円以上3万円未満	738単位/日		
2万円以上2.5万円未満	726単位/日		
1.5万円以上2万円未満	703単位/日		
1万円以上1.5万円未満	673単位/日		
1万円未満	590単位/日		

※ 定員20人以下、人員配置6:1の場合

【独自の加算】

● 地域協働加算 30単位/日

就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

● ピアサポート実施加算 100単位/月

利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算。

(1)及び(2)共通の主な加算

就労移行支援体制加算 5～93単位/日

※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数にごとに加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)

15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数

18,704 (国保連令和 7 年 3 月実績)

○ 利用者数

388,016 (国保連令和 7 年 3 月実績)

③-9 就労定着支援

資料：厚生労働省

就労定着支援

○ 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○ サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面相当の支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて、就労支援等の関係機関等へ引き継ぐ)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1
- 就労定着支援員 40:1
(常勤換算)

○ 報酬単価(令和6年4月～) 就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い基本報酬

基本報酬

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,512単位/月
9割以上9割5分未満	3,348単位/月
8割以上9割未満	2,768単位/月
7割以上8割未満	2,234単位/月
5割以上7割未満	1,690単位/月
3割以上5割未満	1,433単位/月
3割未満	1,074単位/月

※ 利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した「支援レポート」を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

主な加算

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位/月
※職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合

特別地域加算 240単位/月

※中山間地域等の居住する利用者に支援した場合

初期加算 900単位/月(1回限り)

⇒ 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合

地域連携会議実施加算 579単位/回

⇒ 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。

※ R3年新設

※サービス管理責任者が会議に参加せず、就労定着支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、405単位/回

就労定着実績体制加算 300単位/月

⇒ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する

※ 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。

※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

○ 事業所数

1,717(国保連令和 7 年 3月実績)

○ 利用者数

18,874(国保連令和 7 年 3月実績)

③-10 自立生活援助

資料：厚生労働省

自立生活援助

○ 対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等や居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者

○ サービス内容

- 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
・常勤専従である場合 60:1以上
・常勤以外の場合 30:1以上
- 地域生活支援員1以上(25:1が標準)
・サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務が可能。
・自立生活援助事業所と併設する地域相談支援事業所を一体的に運営している場合は、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務可能。

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬

自立生活援助サービス費(Ⅰ)

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合
・地域生活支援員30:1未満 [1,566単位]
・地域生活支援員30:1以上 [1,095単位]

自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(Ⅰ)以外の場合
・地域生活支援員30:1未満 [1,172単位]
・地域生活支援員30:1以上 [821単位]

自立生活援助サービス費(Ⅲ)

(Ⅰ)(Ⅱ)以外の場合
利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合 [700単位]

■ 主な加算

ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合
100単位/月

緊急時支援加算(Ⅰ)

※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日
緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合
711単位/日

緊急時支援加算(Ⅱ)

緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合
94単位/日

集中支援加算

自立生活援助サービス費(Ⅰ)を算定している場合に限り、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、自立生活援助を行った場合
500単位/月

日常生活支援情報提供加算

※月1回を限度
あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合
100単位/回

同行支援加算

月2回まで 500単位/月
月3回 750単位/月
月4回以上 1,000単位/月

居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月

地域居住支援体制強化推進加算

※月1回を限度
居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回

○ 事業所数

287(国保連令和 7 年 3月実績)

○ 利用者数

1,219(国保連令和 7 年 3月実績)

③-11 就労選択支援

資料：厚生労働省

就労選択支援

○ 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
 - ※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
 - ※ 令和9年4月以降は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

○ サービス内容

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
- 具体的には、以下のプロセスを実施する。
 - 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
 - アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
 - アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
 - 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。
- 支給決定期間は原則1ヶ月とする。

○ 主な人員配置

- 就労選択支援員 15:1以上
 - ※ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ※ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

○ 報酬単価

基本報酬 就労選択支援サービス費 1,210単位/日	+	主な加算 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15,10,6単位 ⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合 ⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合 ※ H30～資格保有者に公認心理師を追加 ⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合
		食事提供体制加算、送迎加算等 ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能
		主な減算 特定事業所集中減算 200単位/日 (※所定単位数から減算) 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

○ 事業所数

104 (国保連令和 7 年 10 月実績)

○ 利用者数

227 (国保連令和 7 年 10 月実績)

③-12 共同生活援助(介護サービス包括型)

資料：厚生労働省

共同生活援助(介護サービス包括型)

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者)にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ～ 9:1以上

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬 ● 障害支援区分6の場合 [600単位] ～ 障害支援区分1以下の場合 [171単位] ● 退居後共同生活援助サービス費 [2,000単位]	
■ 主な加算	
人員配置体制加算 基準上必要とされる人員数に加え、一定以上の職員を加配した場合 12:1加配 83単位～77単位 30:1加配 33単位～31単位 等	自立生活支援加算(Ⅰ) 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 1,000単位/月
夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅵ) ※利用者5人の場合の例 (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分に応じ:269単位～179単位 他、宿直職員を配置する場合、常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合等	自立生活支援加算(Ⅲ) 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者であって、かつ移行支援住居を設けた上で、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 80単位
重度障害者支援加算 (Ⅰ)区分6であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位 ・起算日から180日以内+400単位～500単位 (中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者の場合+200単位) ・中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者に対し支援計画シートを作成した場合+150単位	強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合であって、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位
集中的支援加算 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回(月4回を限度) 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位	医療連携体制加算 看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等(Ⅰ)125単位 ～(Ⅲ)32単位 他(Ⅳ)～(Ⅶ)

○ 事業所数

12,013(国保連令和 7 年 3 月実績)

○ 利用者数

169,844(国保連令和 7 年 3 月実績)

第4章 障害のある人がその人らしく暮らせるための施策 第1節 生活安定のための施策

③-13 共同生活援助（日中サービス支援型）

資料：厚生労働省

共同生活援助（日中サービス支援型）

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施（昼夜を通じて1人以上の職員を配置）
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所（定員1～5人）を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ～ 9:1以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬	
GHにおいて日中支援を実施した場合	障害支援区分6 [997単位] ～ 障害支援区分3 [524単位]
日中活動サービス事業所等を利用した場合	障害支援区分6 [765単位] ～ 障害支援区分1以下 [253単位]
1日毎に切替可	
■ 主な加算	
人員配置体制加算 基準上必要とされる人員数に加え、一定以上の職員を加配した場合 7.5:1加配 138単位～121単位 20:1加配 53単位～45単位 等	夜勤職員加配加算 基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を 1以上追加で配置した場合 149単位
重度障害者支援加算 (Ⅰ)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位 ・起算日から180日以内+400単位～500単位 (中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者の場合+200単位) ・中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者に対し支援計画シートを作成した場合+150単位	自立生活支援加算(Ⅱ) 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合、又は退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合 500単位
集中的支援加算 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回(月4回を限度) 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位	強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

○ 事業所数

1,292 (国保連令和 7 年 3月実績)

○ 利用者数

19,417 (国保連令和 7 年 3月実績)

第4章 障害のある人がその人らしく暮らせるための施策 第1節 生活安定のための施策

③-14 共同生活援助（外部サービス利用型）

資料：厚生労働省

共同生活援助（外部サービス利用型）

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(当面は10:1以上)
※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬	
● 世話人 6:1 [171単位] ～ 世話人10:1 [115単位] ※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [96単位～]	
● 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 [2,000単位] ※自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を当該住居において算定されていた者に限る。	
■ 主な加算	
人員配置体制加算 基準上必要とされる人員数に加え、一定以上の職員を加配した場合 12:1加配 73単位 30:1加配 28単位	自立生活支援加算(Ⅰ) 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 1,000単位/月
医療連携体制加算 看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等 (Ⅰ)125単位 ～(Ⅲ)32単位 他(Ⅳ)～(Ⅶ)	自立生活支援加算(Ⅲ) 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者であつて、かつ移行支援住居を設けた上で、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 80単位
夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅵ) ※利用者5人の場合の例 (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分に応じ:269単位～179単位 (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位 (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位 <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合(Ⅳ)～(Ⅵ)もあり>	

○ 事業所数

1,133 (国保連令和 7 年 3月実績)

○ 利用者数

14,010 (国保連令和 7 年 3月実績)

③-15 居宅介護
資料：厚生労働省

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士
 - ・ 実務者研修修了者 等
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助（身体介護有り）
256単位（30分未満）～
837単位（3時間未満）
3時間以降921単位＋30分を増す毎に83単位
加算

家事援助中心
106単位（30分未満）～
275単位（1.5時間未満）
1.5時間以降311単位＋15分を
増す毎に35単位加算

通院等介助（身体介護なし）
106単位（30分未満）～
275単位（1.5時間未満）
1.5時間以降345単位＋30分を
増す毎に69単位加算

通院等乗降介助
1回102単位

■ 主な加算

特定事業所加算（5%、10%又は20%加算）
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者・中重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算（90日間3回を限度として1回につき564単位加算）
→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算）
→ 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

22,648（国保連令和 7 年 3 月実績）

○ 利用者数

213,418（国保連令和 7 年 3 月実績）

③-16 重度訪問介護
資料：厚生労働省

重度訪問介護

○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の（一）又は（二）のいずれかに該当する者
 - （一）二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - （二）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

居宅等における ■ 入浴、排せつ及び食事等の介護
■ 調理、洗濯及び掃除等の家事
■ その他生活全般にわたる援助
■ 外出時における移動中の介護
■ 入院中の病院等における意思疎通支援 等
※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・ 重度訪問介護従業者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者（一）に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者（障害支援区分6）

※ 重度障害者等包括支援対象者

・ 重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型（筋ジストロフィー、ALS、遷延性意識障害等を想定））、又は最重度知的障害者（Ⅱ類型（重症心身障害者を想定））

・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型（強度行動障害を想定））

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

186単位（1時間未満）～1,416単位（8時間未満）※ 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算（10%又は20%加算）
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援連携加算（30日間1回を限度として1回につき584単位加算）
→ サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算）
→ 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

7,582（国保連令和 7 年 3 月実績）

○ 利用者数

13,853（国保連令和 7 年 3 月実績）

第4章 障害のある人がその人らしく暮らせるための施策 第1節 生活安定のための施策

③-17 同行援護
資料：厚生労働省

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

- 外出時において、
- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
 - 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
 - その他外出時に必要な援助
- ※ 外出について
通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者(3年以上の実務経験がある者)等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者等

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬		
191単位(30分未満)～632単位(3時間未満) 3時間以降697単位+30分を増す毎に66単位加算		
■ 主な加算		
盲ろう者支援加算(25%加算) → 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価	区分3の者に提供したときの加算(20%加算) → 障害支援区分3の者への支援を評価	区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算) → 障害支援区分4以上の者への支援を評価
特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者・中重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	特別地域加算(15%加算) → 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 5,709 (国保連令和 7 年 3月実績) ○ 利用者数 27,303 (国保連令和 7 年 3月実績)

第4章 障害のある人がその人らしく暮らせるための施策 第1節 生活安定のための施策

③-18 行動援護
資料：厚生労働省

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
 - 外出時における移動中の介護
 - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- ・ 予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- ・ 制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・ 身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(令和9年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(令和9年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬		
288単位(30分未満)～2,485単位(7.5時間以上)		
■ 主な加算		
特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者・中重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算) → 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 2,376 (国保連令和 7 年 3月実績) ○ 利用者数 17,232 (国保連令和 7 年 3月実績)

③-19 重度障害者等包括支援
資料：厚生労働省

重度障害者等包括支援

○ 対象者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

○ サービス内容

- 訪問系サービス（重度障害者等包括支援、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：1人以上（1人以上は常勤）
（下記のいずれにも該当）
 - ・相談支援専門員の資格を有する者
 - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保（第3者への委託も可）
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬		
○ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等 204単位（1時間未満）～2,426単位（12時間未満） ※ 12時間を超える場合は、12時間までの単価の98%を算定 ○ 短期入所 973単位/日 ○ 共同生活介護 1,019単位/日		
■ 主な加算		
特別地域加算（15%加算） → 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算） → 喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価	短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり（48単位加算）
有資格者支援加算（1日当たり60単位加算） → 行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の高い支援の実施として評価	外部連携支援加算（月に4回を限度として1回につき200単位加算） → 複数のサービス事業者による利用者への支援を行うにあたり、その事業者の担当者を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について評価	

○ 事業所数

11（国保連令和 7 年 3月実績）

○ 利用者数

39（国保連令和 7 年 3月実績）

③-20 短所入所
資料：厚生労働省

短期入所

○ 対象者

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者
- 福祉型（障害者支援施設等において実施可能）
 - ・障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
 - 福祉型強化（障害者支援施設等において実施可能）（※）
 - ※ 看護職員を常勤で1人以上配置
 - ・厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児
 - 医療型（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能）（※）
 - ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能
 - ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- 併設型・空床型 本体施設の配置基準に準じる
- 単独型 当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬			
福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）・（Ⅲ）（宿泊を伴う場合） （Ⅱ）・（Ⅳ）（宿泊のみの場合） → 障害者（児）について、障害支援区分に応じた単位の設定 173単位～923単位	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）、福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ） → 看護職員を配置し、医療的ケアが必要な障害者（児）に対し、支援を行う場合 412単位～1,164単位	医療型短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）（宿泊を伴う場合） → 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合 1,826単位～3,117単位	医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）（宿泊を伴わない場合） （Ⅳ）～（Ⅵ）（宿泊のみの場合） → 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合 1,328単位～2,938単位
■ 主な加算			
単独型加算（320単位） → 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合	緊急短期入所受入加算（福祉型270単位、医療型500単位） → 緊急時の受入れを行った場合 定員超過特例加算（50単位） → 緊急時に定員を超えて受入を行った場合（10日限度で算定）	特別重度支援加算（610単位／297単位／120単位） → 医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合	

○ 事業所数

6,650（うち福祉型強化： 485 医療型： 382）

○ 利用者数

64,750（国保連令和 7 年 3月実績）

第4章 障害のある人がその人らしく暮らせるための施策 第1節 生活安定のための施策

④「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要
資料：厚生労働省、こども家庭庁

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

第4章 障害のある人がその人らしく暮らせるための施策 第1節 生活安定のための施策

⑤-1 成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

資料：法務省

成年後見制度

成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

令和7年6月
法務省民事局

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約（R4.10.7抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見
28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

⑤-2 成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

資料：法務省

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

○ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	法定後見の開始の要件、効果等、 法定後見の終了等	必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討
○ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。		
○ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けられない。	成年後見人等の解任（交代）等	新たな解任事由を設ける案などを検討
○ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。	任意後見人の事務の監督開始の申立権者等	新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

○ 令和6年4月～ 部会において調査審議 ○ 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング

○ 令和7年6月10日に**中間試案を取りまとめ**。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年8月25日まで）
（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は**令和4年度～令和8年度**）

ヒアリング 認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

2

⑥ 法定後見制度の見直しの概要

資料：法務省

令和8年1月
法務省民事局

法定後見制度の見直しの概要

法定後見制度
本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度

現行の制度
事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く事項	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						

見直し後の制度	適用範囲の拡大				廃止	
対象者の能力	不十分					欠く事項
制度	補助					後見
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特別		選択可	
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し			
必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判		特定補助人を付する処分の審判		
支援を行う者	補助人	補助人		特定補助人		
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権		特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為		

⑦ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

資料：厚生労働省

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：**+1.12%**（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）
- 今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、**障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のペースアップ**へと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。
- 2月6日に報酬改定案のとりまとめ、パブコメを実施した上で、3月に報酬告示の改正、関係通知の発出。原則として令和6年4月1日に施行。

□ 障害福祉分野の人材確保のため、**介護並びの処遇改善を行う**とともに、**障害者が希望する地域生活の実現**に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、**新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点**から、経営実態を踏まえた**サービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定**を行う。

○ 障害者が希望する地域生活の実現

- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合に、入所定員を減らした場合を評価するための加算を創設
- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 等

○ 多様なニーズに応える専門性・体制の評価

- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
- ・ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実（生活介護・施設・短期入所等）
- ・ 児童発達支援センターの機能強化、児童発達支援・放課後等デイサービスの総合的な支援の推進。支援ニーズの高い児や家族への支援の評価充実、インクルージョンの推進 等

○ 支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価

- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間に応じた評価の導入。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける
- ・ グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても、サービス提供時間に応じた評価を導入
- ・ 就労継続支援A型における生産活動収支や、就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた評価
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） 等

○ その他

- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）を見直し 等

⑧ 発達障害者支援体制整備事業

資料：厚生労働省

発達障害者支援体制整備事業

1 事業の目的

発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターについて、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難事例への対応を行っている。

令和6年度報酬改定により、強度行動障害等の専門的な支援が必要な人材に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を一部の発達障害者支援センター等に配置し、地域支援体制の強化を行うとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有する者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設した。

これら強度行動障害を有する者に対する集中的支援の実施には、広域的支援人材を事業者に派遣できる体制の構築が早急に必要であることから、都道府県及び指定都市に、1名以上の広域的支援人材の配置を目指し、必要な施策を実施していく。

2 事業の概要・実施主体等

- （1）発達障害者地域支援マネジャーの配置
市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。
- （2）住民の理解促進
発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。
- （3）アセスメントツール導入促進
市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。
- （4）個別支援ファイルの活用促進
市町村等に対する個別支援ファイル（当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録）の活用促進に関する取組を行う。
- （5）集中的支援の実施のための体制整備
障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う。
- （6）支援人材に係るネットワーク構築
中核的人材を含む強度行動障害を有する者に対する支援人材が連携した支援の実施や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築をする。



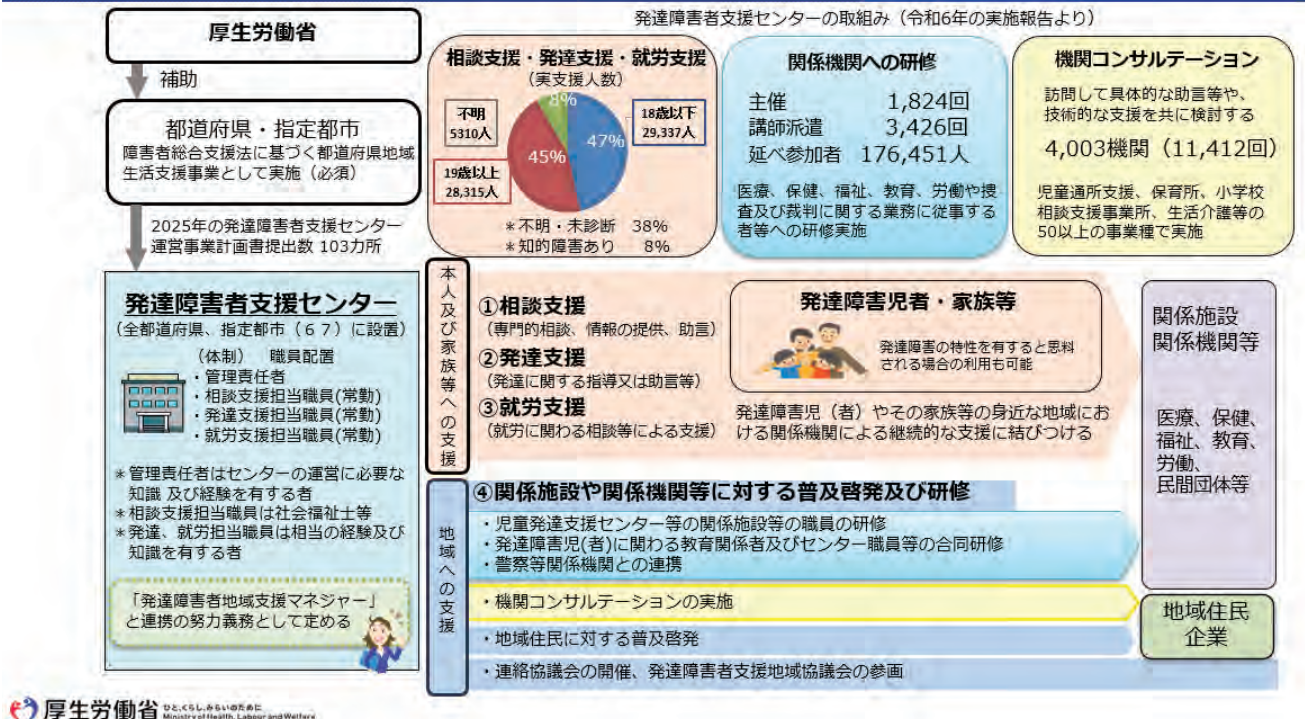
実施主体：都道府県、指定都市
補助率：1/2

⑩ 発達障害者支援センター運営事業

資料：厚生労働省

発達障害者支援センター運営事業

(法§14関係)



厚生労働省 ひと・くらし・みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

⑩ 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

資料：文化庁

第4章 障害のある人がその人らしく暮らせるための施策 第1節 生活安定のための施策

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業



現状・課題

〈平成29、30年の学習指導要領改訂より〉

総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。

音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。

将来の文化芸術の担い手や観客育成

未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

小学校・中学校・特別支援学校等を対象

各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。

文化芸術体験

文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。

共生社会の実現

障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることによって、共生社会の実現へ寄与する。

芸術教育の充実

芸術系教科等を担当する教員等に向けた研修の実施や、新たに芸術教育に関する実証事業を実施することで芸術教育の充実につなげる。

事業内容

① 学校巡回公演

・国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等の授業において実演芸術公演を実施。
・山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

② ユニバーサル公演

・小学校、中学校、特別支援学校等の授業において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。

③ 芸術家の派遣

・日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を授業内で実施。
・各都道府県の教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、公演等を授業内で実施。
・実績のある国内のクリエイター・学校派遣による対面や、ICT・オンラインを積極的に活用したマンガ等メディア芸術、映画等に関する授業を実証・実施。

④ 文化施設等活用公演

・地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエデュケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的に鑑賞・体験できる活動を授業内で実施。近隣の学校と連携した合同開催を可能とする。

⑤ コミュニケーション能力向上

・芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組み活動を学校の教室等において授業内で実施。
・地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を授業内で実施。

「舞台芸術等総合支援事業」分
件数：1,876公演（予定）

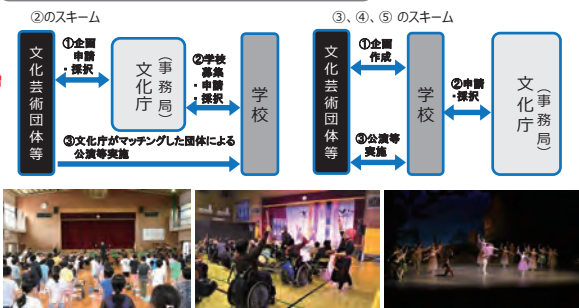
件数：232公演（予定）〔拡充〕32公演増

件数：2,990公演（予定）

件数：110公演（予定）

件数：200公演（予定）

②～⑤の事業スキーム ※①は日本芸術文化振興会にて実施



芸術教育における芸術担当教員等研修

・小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞などを含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

アウトプット（活動目標）

・学校巡回公演	1,876公演
・ユニバーサル公演	250公演
・芸術家の派遣	2,990公演
・文化施設等活用	110公演
・コミュニケーション能力向上	200公演

短期アウトカム（成果目標）

1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことのない子供の割合（文化に関する世論調査）
→ 目標 30%

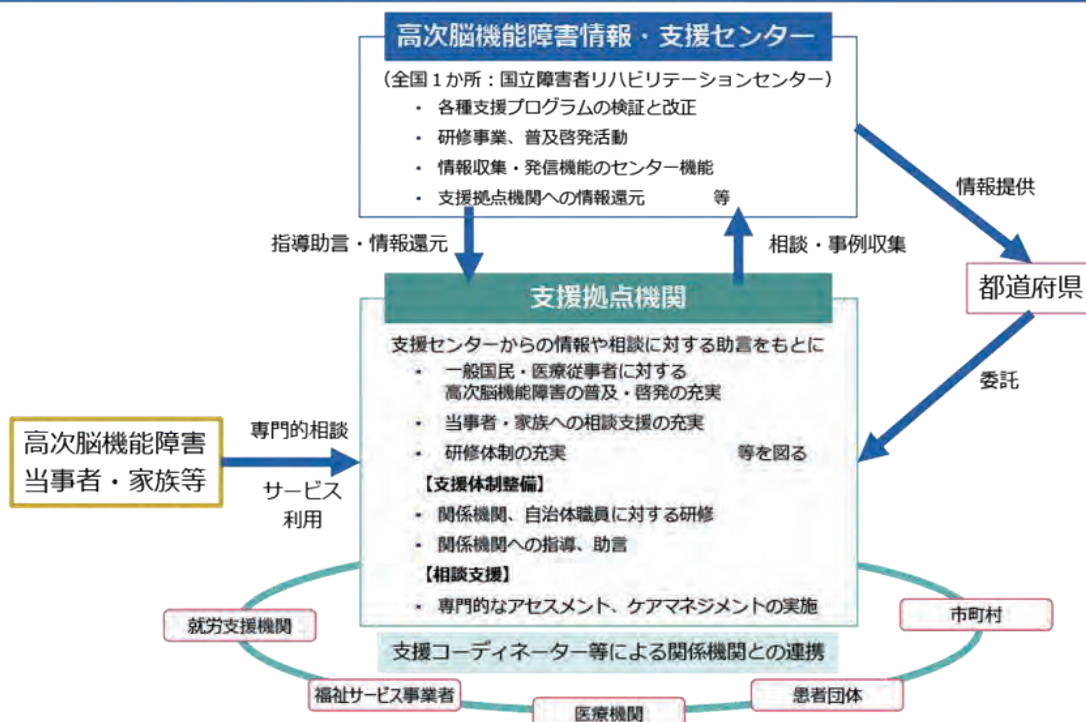
長期アウトカム（成果目標）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる
(担当：文化庁参事官（芸術文化担当）付)

⑪ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

資料：厚生労働省

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

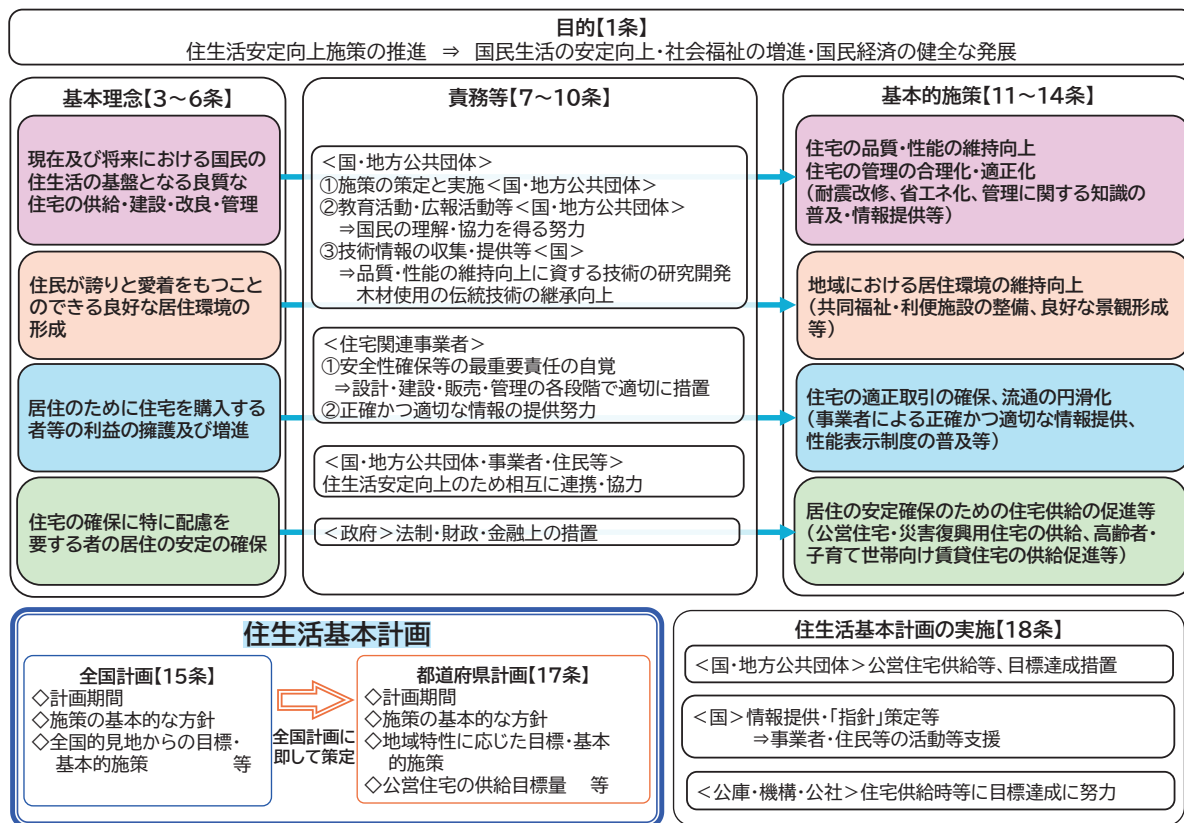


第5章 住みよい環境の基盤づくり

① 住生活基本法の概要

資料：国十交通省

住生活基本法の概要



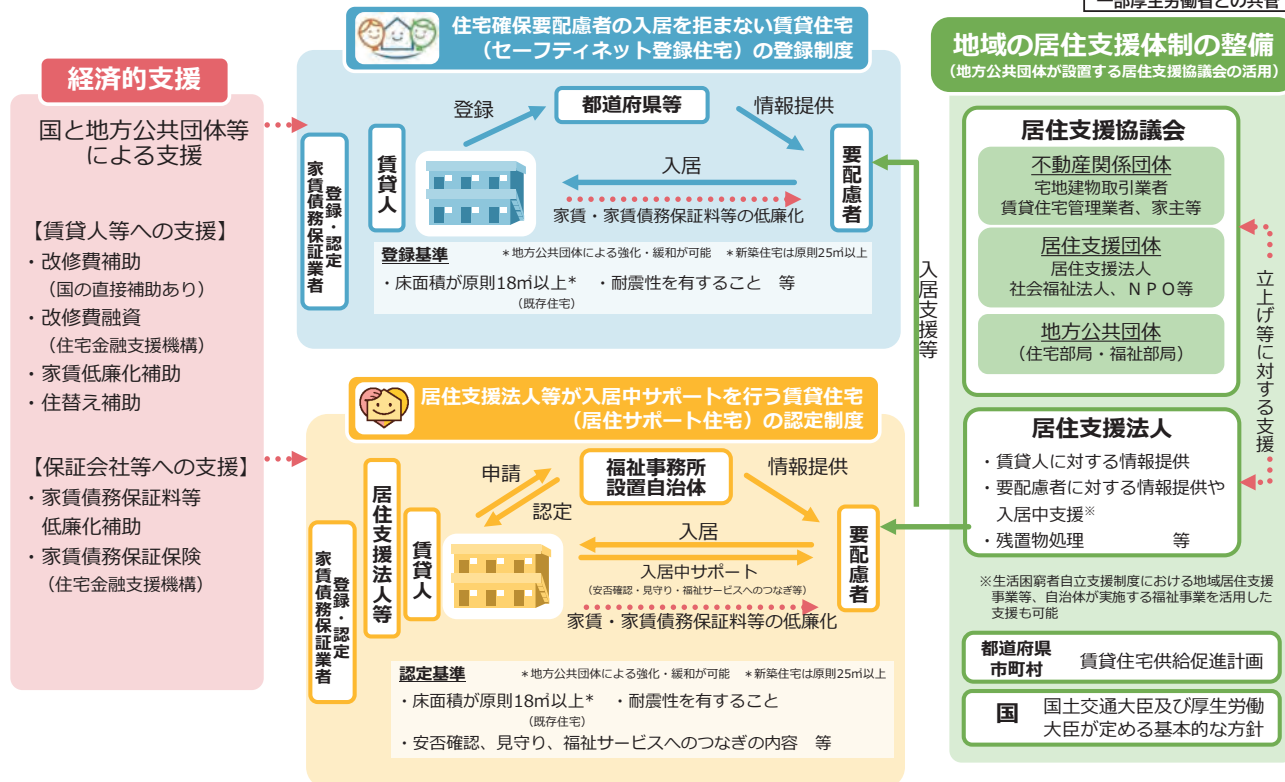
② 住宅セーフティネット制度

資料：国土交通省

住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）
 【改正：令和6年6月5日公布、令和7年10月1日施行】

一部厚生労働省との共管



③-1 住宅セーフティネット制度の見直しの背景・必要性

資料：国土交通省

住宅セーフティネット制度の見直しの背景・必要性

背景・必要性

- 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の**賃貸住宅**への円滑な入居に対する**ニーズが高まる**ことが想定される。

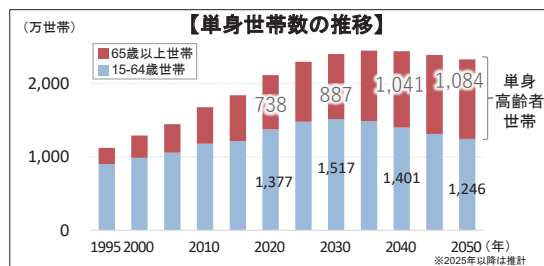
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。

- **単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい**。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。

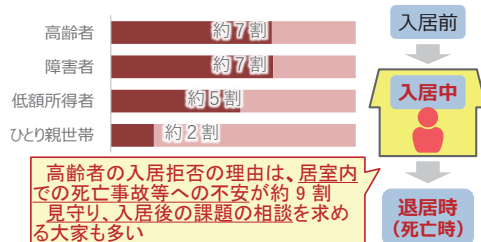
※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸
(2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計(速報集計))

- 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で**800を超える居住支援法人**※が指定され、地域の**居住支援の担い手は着実に増加**。

※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)



【要配慮者に対する大家の入居拒否感】



1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる**市場環境(円滑な民間賃貸契約)**の整備
2. 居住支援法人等を活用し、**入居中サポートを行う賃貸住宅**の供給を促進
3. **住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制**の強化

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律」の公布時点の資料

③-2 住宅セーフティネット制度の見直しの背景・必要性

資料：国土交通省

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律

【令和6年5月30日成立、同年6月5日公布、令和7年10月1日施行】

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

- 終身建物賃貸借(※)の利用促進
※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借
- ・ 終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**(住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**)
- 居住支援法人による残置物処理の推進
- ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加**
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設
- ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者)**を国土交通大臣が**認定**
- ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2.参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設
※ 法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
- ・ **居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が認定)**
- ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費(家賃)について代理納付(※)を原則化**
※ 生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
- ⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者(1参照)が家賃債務保証を原則引受け**

<居住サポート住宅のイメージ>

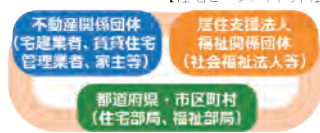


3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- **市区町村による居住支援協議会(※)設置を促進(努力義務化)**し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進**

※ 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

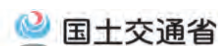


第5章 住みよい環境の基盤づくり 第1節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策

④-1 バリアフリー法の制定経緯・沿革

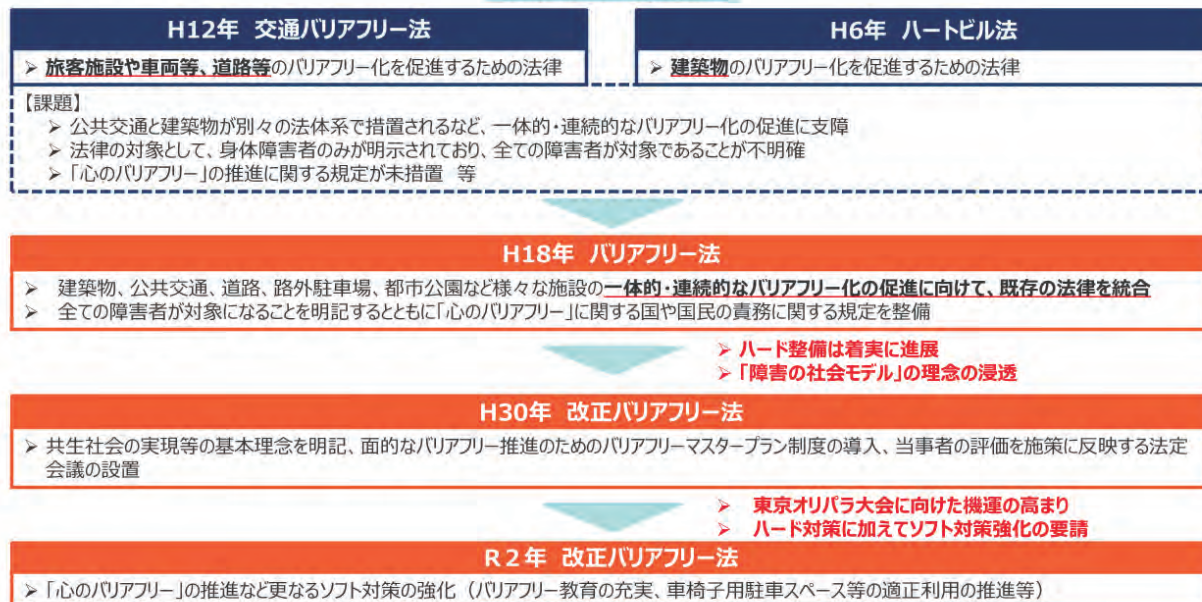
資料：国土交通省

バリアフリー法の制定経緯・沿革



- 我が国では、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性の増大等を背景として、平成6年にハートビル法、平成12年に交通バリアフリー法がそれぞれ制定された。
- その後、バリアフリー化のための諸般の施策を総合的に講じることを目的として、これらを統合・拡充する形で、平成18年にバリアフリー法を制定した。

<バリアフリー法の変遷>

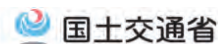


第5章 住みよい環境の基盤づくり 第1節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策

④-2 バリアフリー法の制定経緯・沿革

資料：国土交通省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の概要



目的 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、下記の措置らを講ずること、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

基本理念 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

基本方針

主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を策定

基本方針の記載事項：

意義及び目標に関する事項、施設設置管理者が講ずべき措置、移動等円滑化促進方針の指針、基本構想の指針、国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項、情報提供に関する事項 等

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合について、**新設等は義務、既存は努力義務**
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者に対し、以下の事項を義務・努力義務
 - ✓ 旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（**新設等は義務、既存は努力義務**）
 - ✓ 他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ✓ 旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ✓ ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者）



地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- 基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体的事业について位置づけることは不要）
- 定期的な評価・見直しの努力義務

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】

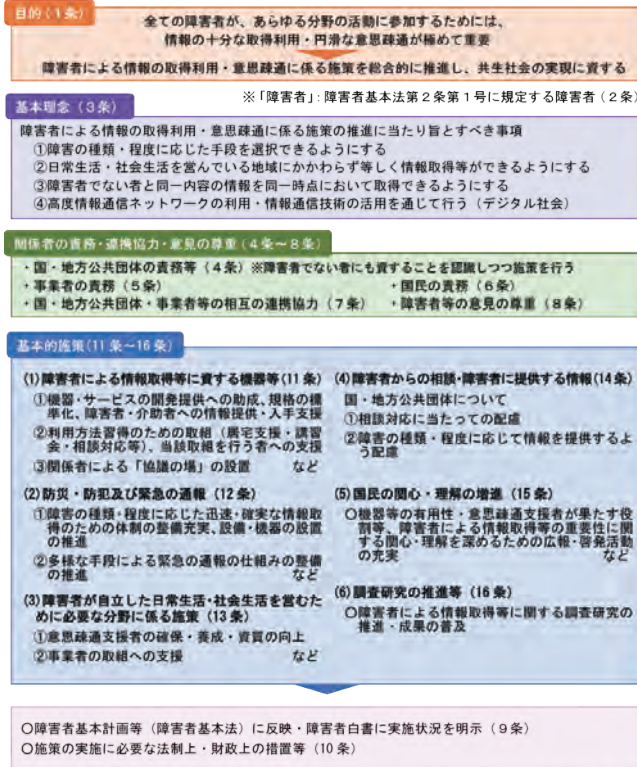


当事者による評価

国は、高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するよう努めなければならない（移動等円滑化評価会議）

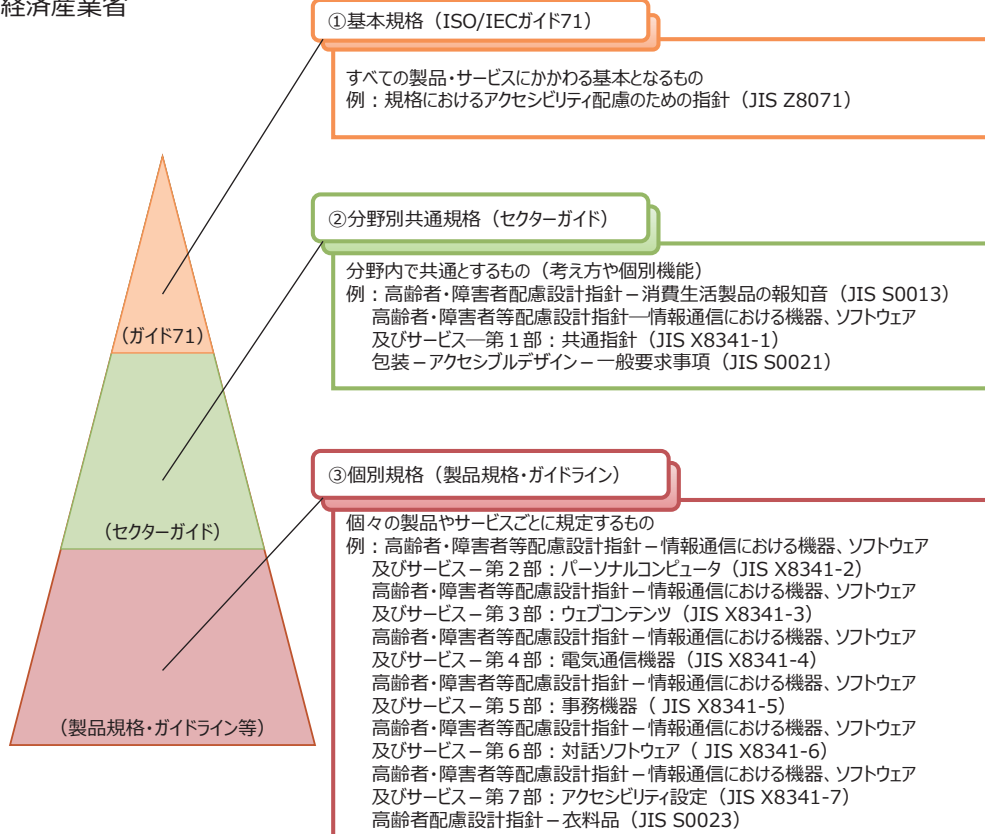
⑤ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の概要
資料：内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要
(令和4年法律第50号)



※施行期日：令和4年5月25日

⑥ アクセシビリティに関する規格体系
資料：経済産業省



第5章 住みよい環境の基盤づくり 第3節 手話に関する施策の推進に関する法律の公布・施行

⑦ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）

資料：文部科学省、厚生労働省（共管）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）【概要】
（読書バリアフリー基本計画）令和7年3月28日
文科大臣・厚生大臣決定

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和7～令和11年度の5年間）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークの充実に努める。
- ・生成AI等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害者等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・視覚障害者等の教職員への支援
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実のための専門性を有する職員の配置の明示や、読書バリアフリーの普及・啓発の促進

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム（みなサーチ）に係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの積極的な周知や利活用促進のための研修会の開催
- ・会員登録の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サビエ図書館の運営者における製作手順や仕様基準の共有及び製作技術の向上のための研修の充実
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みについての検討
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について、国が主導し実証調査を実施

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・電子書籍販売サイトにおける書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう環境整備の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者等との検討の場を設置
- ・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、サービスの認知度の向上

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による障害の特性に即した端末機器等の納付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等の研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作者人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭、学校司書、職員等の資質向上に資する社会の変化に対応した研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の確保と養成

基本的施策に関する指標

- ・「基本的施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。